

### 3 調査会審議経過

#### 【国際問題に関する調査会】

##### (1) 活動概観

###### 〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うことを目的に、第124回国会の平成4年8月7日に設置されて以来、3年間にわたる調査活動のテーマとして「21世紀に向けた日本の責務」を設定し、鋭意調査を進めてきた。今国会においては、これまでの調査を踏まえ、「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」の下、アジア太平洋地域における信頼醸成の構築、国際文化交流の推進及び政府開発援助の在り方などについて調査を進めた。

今国会の会期中、調査は2回行われた。まず、平成7年2月8日（水）に政府開発援助の在り方について下村恭民君及び杉下恒夫君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。次いで2月15日（水）に「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて — 」について、委員の意見表明及び委員間の自由討議を行った。

これまで3年間の調査をもとに9の課題、18の提言からなる最終報告書を取りまとめ、6月8日、これを議長に提出するとともに、16日、本会議においてその概要について口頭報告を行った。

###### 〔調査の概要〕

今国会における参考人からの意見聴取、質疑及び委員による意見交換等の概要は以下のとおりである。

##### 1 アジア太平洋地域における平和の構築を目指して

民族、宗教等、様々な分野における多様性を特色とするアジア太平洋地域において平和の構築をどのように進めていくべきかについては、ASEAN地域フォーラムやアジア太平洋経済閣僚会議等多国間の枠組みを活用して、この地域の特性に合わせた相互信頼関係を育てるシステムづくりが重要であるとの認識の下、まず、アジア太平洋地域諸国の国防白書の作成・公表等、軍事情報の公開を促すシステムづくりや2国間あるいは多国間での外交官の交流制度や防衛、安全保障の実務者の交流、対話の促進を図る必要があるとの見解が示された。また、海上保安、海洋環境の保護、地震、風水害などの防災対策等、非軍事的な分野での協力ネットワークを多角的に築いていくことも信頼醸成構築の一つの姿といえるとともに、アジア各国と防災問題について共同して取り組み、共同の防災訓練センター、災害予防・災害発生時の相互

支援システムを作ることも大切であるとの意見が示された。なお、カンボジア等における地雷除去等について多国間の枠組みをつくり、協力していくことも肝要である等の意見が述べられた。

## 2 国際文化交流の多元的かつ多面的な推進を図るために

国際的な相互理解を増進し、相互信頼関係を構築するために重要な手段である国際文化交流を推進する方途として、まず、国際文化交流の実施体制の拡充、文化財赤十字構想等の国際的文化財の保存、修復活動への支援の充実、日本からの文化発信に関する基盤の整備等について着実な推進に努めることが必要であるとの見解が示された。また同様に、アジア太平洋情報文化センターや、九州地域にその特性を生かしアジア太平洋地域との交流拠点の設置を図るとともに、国際交流団体に対する寄附の際の税制上の優遇措置及び特定公益増進法人の認定の促進、それに留学生の受入れや入国手続の簡素化等を図ることも重要であるとの意見が示された。さらに、アジア太平洋地域との若者を中心とする人的交流の活発化を図るため、エラスムス計画やコメント計画等のアジア太平洋版システムづくりを進めるとともに、国際バカロレアへの積極的対応を図ることが必要であるとの認識も示された。また、歴史の共通認識を育むため国際教科書センターを設置し、近隣諸国と歴史の教科書や副読本の共同編集に取り組むことも肝要である等の意見が述べられた。

## 3 国民の理解、支持、参加を得た経済協力を進めるために

国民の理解、支持、参加を得たODAの在り方はどうあるべきかについて、まず、日本のODAは全体としてかなり成功しており、国益と人道的側面を併せて求めていくべきであるという意見が表明された一方、日本のODAでは、開発途上国の底辺層、少数民族等の声が反映されておらず、国際通貨基金（IMF）、世界銀行の融資に追随する結果、開発途上国の一部特権階層、日本の大企業を潤すだけになっているとの見解も示された。さらに、経済協力に関する基本法をめぐることは、まずODAは外交政策の一環であり、ODAの内容をあらかじめ法律で規制することは外交上得策とは言えないし、参議院決議を反映した政府開発援助大綱が策定され、ODAの実施状況に関する年次報告書も提出されているので、国会の関与は当面この枠組みの中で主として事後のチェック機能に重点を置くべきであるとの意見が表明された一方、国民代表である立法府がODA基本法を制定し、基本理念・原則等を国内外に明確に示すべきであるとともに、政府開発援助大綱があるから基本法は要らないとの論議は国会の機能を軽視するものであり、基本法が援助の機動性、柔軟性を損なうとの指摘は国会の関与の方法によって克服できる問題であるとの見解も示された。また、援助行政の総合的推進、責任の所在の明

確化、透明性向上の観点から効率的、効果的な援助体制の在り方を検討するとともに、民間援助団体（NGO）、地方自治体等による国際協力への国民参加を支援する方針を基本法で明確にすることは、外交の幅を拡大する上で有意義である等の意見が述べられた。

## （2）調査会経過

### ○平成7年1月25日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成7年2月8日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて — 」のうち、政府開発援助の在り方について参考人埼玉大学教授下村恭民君及び読売新聞解説部次長杉下恒夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

### ○平成7年2月15日（水）（第3回）

- 「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて — 」について意見の交換を行った。

### ○平成7年6月8日（木）（第4回）

- 国際問題に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

## （3）調査会報告要旨

### 国際問題に関する調査報告

#### 【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成4年8月7日に設置された後、「21世紀に向けた日本の責務 — アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて — 」のテーマの下、調査を進めてきた。去る6月8日、3年間にわたる調査を踏まえ、9の課題と18の提言を含む調査報告書を取りまとめ、同日、議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

## 1 アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて

アジア太平洋地域は、民族、宗教、文化等の多様性、経済発展段階の相違等を背景として、政治・安全保障、経済・社会開発、環境保全、文化交流等の様々な分野での地域協力の推進が課題となっている。我が国は、歴史的、地理的、政治的及び経済的に深い絆で結ばれてきたアジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて積極的な役割を果たしていかなければならない。

## 2 アジア太平洋地域における平和の構築を目指して

アジア太平洋地域において平和を構築するためには、平和、軍縮、経済、文化を始めとする各般の分野における対話と協力の仕組みが強固になることが大切である。我が国は、地域協力に参画するとともに、様々な主体による地域協力の多元的な発展を目指していく必要がある。提言の主なものは次のとおりである。

- (1) 平和の構築、経済協力、国際交流等の広範な問題について議員間の対話を深めるため、議員交流の活発化に努めること。アジア太平洋諸国との間で、海洋汚染防止、捜索救助等の海上保安分野の協力を強化するとともに、共同防災訓練センターの創設等、防災協力及び災害時の相互支援体制の確立に努力すること。
- (2) 安定した国造りに向けて、関係諸国の主権、地域住民の要望、環境保全に十分配慮しつつ、交通、情報通信、河川開発等の分野で、多国間の枠組みによる経済社会基盤整備のプロジェクトを推進するよう提唱すること。カンボジア等における地雷除去等の安全確保、復興支援のための協力を強化すること。

## 3 国際文化交流の多元的かつ多面的な推進を図るために

国際文化交流の更なる進展のためには、国、地方自治体、民間団体、個人等の様々な主体により、人的交流、国際文化協力を始めとする幅広い活動が推進される必要がある。提言の主なものは次のとおりである。

- (1) 国際交流基金について「機構・事業拡充5か年計画」を策定し、予算、人員の増強を計画的に推進するとともに、事業内容の充実、多様化に努めること。国際文化交流活動の推進基盤を確固たるものとしていくため、専門家として国際文化交流に携わる人材の養成を組織的に進めること。
- (2) 地方自治体、民間団体の主体性を尊重し、国と地方の協調、連携を重視して、地方、民間の国際交流活動の支援に努めること。視聴覚メディア、インターネット等を活用し、日本の文化、社会等に関する情報を国際社会に発信し得るよう情報通信基盤の整備を促進すること。
- (3) 国際的な文化遺産保存修復活動を支援するため、国際文化協力ネットワ

ークを構築するよう提唱し、政府、民間の国際文化協力の組織的な推進体制の確立に努めること。民間における文化遺産保存修復活動に対する支援を強化すること。ユネスコの文化遺産保存事業に対する協力を拡充すること。

#### 4 国民の理解、支持、参加を得た経済協力を進めるために

アジア太平洋地域における我が国の経済協力、特に政府開発援助（ODA）の果たした役割を踏まえ、今後とも国民の理解、支持、参加を得た経済協力を推進していくことが重要である。本調査会における調査、委員間の意見交換を踏まえ、ODAの在り方及び経済協力に関する基本法の立法化について、引き続き検討が深められるべきである。提言の主なものは次のとおりである。

- (1) ODAによる環境、人口、難民、エイズ、麻薬等の地球規模問題に対する支援をより一層拡充すること。開発途上国の自立的発展に資する人材養成のため、教育援助、人造り援助を強化すること。
- (2) 民間援助団体（NGO）に対する支援を拡充するため、NGO事業補助金、草の根無償資金協力経費を段階的に拡充するとともに、地方自治体による国際協力との連携を強化し、支援を拡充すること。
- (3) ODAに関する情報公開の推進、広報活動の強化、開発協力に関する教育の振興に努めること。
- (4) 「要員拡充五か年計画」の下、計画的な援助実施要員の拡充を図ること。援助関係省庁、実施機関の連携を強化すること。
- (5) 高等教育機関における国際開発協力等の課程の拡充等、国際的な責務を果たし得る専門家の養成とその待遇向上のプランを策定するとともに、開発援助に関する教育研究体制を充実すること。
- (6) 国会のODAに対する関与を実質的に強化する視点から、ODA案件に対する海外実情調査を含め、ODAの在り方について恒常的な調査、審議が進められるべきこと。
- (7) 5か年を目途とする「援助事後評価中期計画」を策定し、計画的に事後評価を推進するとともに、評価結果が次年度以降の援助政策に反映されるフィードバックシステムの強化を図ること。